六九号 四一号 四一号 平成二八年 九月三〇日規則第 平成二九年 九月一九日規則第二九号 六七号 二月 四日規則第 平成二六年 三月三一日規則第 平成二七年一二月 四日規則第	七号          五一号	· 一九年 三月三○日規則第 平号         九 一日規則第 平一六年 四月 一日規則第 平	四年 六月二八日規則第	七年一〇月二〇日規則第 平成号 七四号二八日規則第 平成七四号	一号           五五号和六三年 三月三一日規則第 昭和六三年 七月 一日規則五号     六八号    六月二九日規則第 昭和五八年 八月 五日規則	コムコニ ベーニコー見引ぎ 昭コム ベニー・ボー見引八号 四月 一日規則第 昭和五五年 七月 一日規則四号 五五号 エエ号 エエ号	加四心序(比引三)日見則第 召加丘)序(几月)几日見則第五号(《九月一六日規則第 昭和四八年(三月)九日規則第	規則第二十五号精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	() ** () **
六九号 四一号 四一号 平成二八年 九月三〇日規則第 平成二九年 九月一九日規則第二九号 六七号 三月三一日規則第 平成二七年一二月 四日規則第	七号          五一号    平成二三年 三月 一日規則第 平成二五年 三月二九日規則第 五八号    六九号	成一九年 三月三〇日規則第 平六号         九日 一日規則第 平成一六年 四月 一日規則第 平	六号	六号 二十二○日規則第 平成 九年 三月三一成 七年一○月二○日規則第 平成 九年 三月三一○八号 七四号 七四号 七四号 七四十二月二二日規則第 平成 七年 八月二五成 元年一二月二二日規則第 平成 七年	一号            五五号      一日規則第 昭和六三年   七月   一日規則五号           六八号                六八号	『日子年 スーピープー提列第 昭和五人年 スー・法ー規列八号 四一号の二 四一号の二 中規則第 昭和五五年 七月 一日規則四号 五五号 五五号 カリープ・デリー カロブター・リュ (=共見)第 田利王(タープリープ=共見)	印印几样,比月三〇日見川第 召印丘〇年,几月五号,九月一六日規則第 昭和四八年,三月	規則第二十五号精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	改正前

令和 九号 元年 八月三〇日規則第 令和 六号 三年 三月三一日規則第

令和 五年 三月三一日規則第

二〇号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

題名改正 〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号〕

(趣旨)

第一 神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下「施 行令」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭 年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し、精神保健及び精 のほか、必要な事項を定めるものとする。 和二十五年厚生省令第三十一号。以下「施行規則」という。)に定めるもの 一条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・八六号〕

(診察及び保護の申請書)

第 法第二十二条第二項に規定する申請書は、 一部改正 [平成二六年規則二九号] 別記第一号様式とする。

(退院申出の届出)

第三条 状ある入院者の退院届(別記第二号様式)を提出して行わなければならない。三条 法第二十六条の二の規定による精神科病院の管理者の届出は、措置症 部改正 〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

## 第四条 削除

号・二六年二九号 一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一五年五三号・一八年九

(指定医による診察の命令)

|第五条 知事は、法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第一項、 第三十四条第 神保健指定医 (以 下 一項若しくは第三項又は第三十八条の六第一項の規定により精 「指定医」という。)をして診察をさせようとするとき

> 九号 令和 元年 八月三〇日規則第 令和 三年 三月三一日規則第

六号

令和 五年 三月三一日規則

二〇号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細 題名改正 (昭和六三年規則五五号・平成七年七四号)

(趣旨)

|第一条||この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五 和二十五年厚生省令第三十一号。以下「施行規則」という。)に定めるもの 行令」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭 のほか、必要な事項を定めるものとする。 神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下 年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し、精神保健及び精 施

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・八六号〕

(診察及び保護の申請書)

第一

二条 法第二十二条第二項に規定する申請書は、 一部改正 [平成二六年規則二九号] 別記第一号様式とする。

(退院申出の届出)

第三条 状ある入院者の退院届 法第二十六条の二の規定による精神科病院の管理者の届出は、 部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕 (別記第二号様式)を提出して行わなければならない 措置症

(調査)

第四条保健所長は、 を速やかに知事に報告しなければならなん 報又は届出に係る者について診察の必要があるかどうかを調査し 者若しくは保護観察所の長の 法第二十三条の規定による警察官の通報 院の申出の届出又は法第二十六条の三の規定による指定通院医 法第二十二条第一項の規定による診察及び保護の申請: 通報を受理したときは 法第二十六条の二の規定による退 直ちに、 機関の管理 その結果 通

号・二六年二九号〕 部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一五年五三号・一八年九一

(指定医による診察の命令)

|第五条||知事は、法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十九条の二第 第三十四条第一項若しくは第三項又は第三十八条の六第一項の規定により精 神保健指定医 (以 下 「指定医」という。)をして診察をさせようとするとき 一項

は、指定医による診察命令書 (別記第三号様式) を当該指定医に交付するも

一部改正 [昭和六三年規則五五号・平成一二年一一一号]

(診断書の提出)

第六条 指定医は、 断書を作成し、速やかに、これを知事に提出しなければならない。 前条に規定する診察を終えたときは、その結果に基づき診

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一二年一一一号〕

(入院措置の解除)

第七条 知事は、法第二十九条の四第一項の規定により措置入院者を退院させ びその者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に通知するもの ようとするときは、入院措置解除通知書(別記第四号様式)によりその者及

一九年五八号・二六年二九号〕一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・一五年五三号

(措置入院者の症状消退届)

第八条 記第五号様式)を提出して行わなければならない。 法第二十九条の五の規定による届出は、措置入院者の症状消退届 別

一部改正 [昭和六三年規則五五号]

(入院費用の徴収)

第九条 費用(以下「入院費用」という。)を精神障害者、その配偶者又は扶養義務 者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)から徴収する。 十九条の二第一項の規定による入院(以下「入院措置」という。)に要した 知事は、法第三十一条の規定により、法第二十九条第一項又は法第二第九条 知事は、法第三十一条の規定により、法第二十九条第一項又は法第二

場合において、一月につき、 げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)(以 る特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲 あつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭 を一にする扶養義務者の入院措置のあつた月の属する年度(当該入院措置の 和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定によ 入院費用の徴収額は、精神障害者、その配偶者及び当該精神障害者と生計 「所得割」という。)の額を合算した額が次の表の上欄に掲げる額となる それぞれ当該下欄に掲げる額とする。 2

所得割の額の合算額	費用の徴収額
五六四、〇〇〇円以下	OET
五六四、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円。ただし、入院措置に

は、指定医による診察命令書(別記第三号様式)を当該指定医に交付するも

一部改正 [昭和六三年規則五五号・平成一二年一一一号]

(診断書の提出)

第六条 指定医は、 断書を作成し、速やかに、これを知事に提出しなければならない。 前条に規定する診察を終えたときは、その結果に基づき診

一部改正 (昭和六三年規則五五号・平成一二年一一一号)

(入院措置の解除)

|第七条||知事は、法第二十九条の四第一項の規定により措置入院者を退院させ びその者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に通知するもの とする。 ようとするときは、入院措置解除通知書(別記第四号様式)によりその者及

一九年五八号・二六年二九号〕一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・一五年五三号

(措置入院者の症状消退届)

|第八条||法第二十九条の五の規定による届出は、措置入院者の症状消退届 記第五号様式)を提出して行わなければならない。 (別

一部改正 [昭和六三年規則五五号]

(入院費用の徴収)

費用(以下「入院費用」という。)を精神障害者、その配偶者又は扶養義務 者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)から徴収する。 十九条の二第一項の規定による入院(以下「入院措置」という。)に要した

あつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭 を一にする扶養義務者の入院措置のあつた月の属する年度(当該入院措置の 場合において、一月につき、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。 下「所得割」という。)の額を合算した額が次の表の上欄に掲げる額となる げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)(以 る特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲 和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定によ 入院費用の徴収額は、精神障害者、その配偶者及び当該精神障害者と生計

五六四、〇〇一円以上	五六四、〇〇〇円以下	所得割の額の合算額
110、000円。	〇円	
円。ただし、入院措置に		費用の徴収額

が二○、○○○円に満たないときは、給付の額をいう。)を控除して得た額十条の二に規定する他の法律による給付を受けることができる額(法第三要した費用の額から、他の法律により

- ろによる。 | 3 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次の各号に定めるとこ 3 |

地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の地方、

の意見で、とませんでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住工百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住工を扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にす

り捨てる。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切額」とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切の月の日数で除して得た額にその月における入院措置の日数を乗じて得た用については、同表中「二○、○○○円」とあるのは「二○、○○○円をそ用については、同表中「二○、○○○円。とあるのは「二○、○○○円をその適・月の途中で入院措置を開始し、又は終了する場合における第二項の表の適・

5 知事は、入院措置に係る精神障害者又はその者の属する世帯に属する者が りょう 知事は、入院措置に係る精神障害者又はその者の属する世帯に属る者に解る (昭和二十五年法律第百四十四号)による保護又は中国残留邦人 知事は、入院措置に係る精神障害者又はその者の属する世帯に属する者が

|6 知事は、費用を負担すべき精神障害者、配偶者又はその扶養義務者が災害|6

その頃 〇〇〇円に満たないときは、が二〇、〇〇〇円に満たないときは、給付の額をいう。)を控除して得た額十条の二に規定する他の法律によるっに規定する他の法律により要した費用の額から、他の法律により

ろによる。 ろによる。 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次の各号に定めるとこ

世方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の上する。

り捨てる。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切額」とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切の月の日数で除して得た額にその月における入院措置の日数を乗じて得た用については、同表中「二○、○○○円」とあるのは「二○、○○○円をそ用の途中で入院措置を開始し、又は終了する場合における第二項の表の適

知事は、費用を負担すべき精神障害者、配偶者又はその扶養義務者が災害

ことができる。たときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の全部又は一部を免除するたときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の全部又は一部を免除するその他やむを得ない事情によりその費用を負担することが困難であると認め

二六年二九号・令和元年九号・三年一六号〕一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成七年七四号・二〇年六九号

第十条から第十二条まで 削除

[平成一九年規則五八号]

(医療保護入院の届出)

**寮保護入院者の入院届**(別記第十号様式の三) おいて同条第三項後段の規定による措置を採つた場合 特定医師による医二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採ろうとする場合に

護入院者の入院期間更新届(別記第十号様式の四) 医療保 三 法第三十三条第六項の規定による入院の期間の更新をした場合 医療保

九号・令和五年二〇号〕 全部改正〔平成二六年規則二全部改正〔平成二九年規則五八号〕、一部改正〔平成二六年規則二

(医療保護入院者の退院の届出)

| 届(別記第十号様式の五)を提出して行わなければならない。 | | 届第十三条の二 | 法第三十三条の二の規定による届出は、医療保護入院者の退院|第十

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕

(応急入院の届出)

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号・急入院届(別記第十号様式の七)を提出して行わなければならない。同条第二項後段の規定による措置を採つた場合にあつては特定医師による応定による措置を採つた場合にあつては応急入院届(別記第十号様式の六)を、第十三条の三 法第三十三条の六第五項の規定による届出は、同条第一項の規策

7十三条の四 削除

二六年二九号〕

[平成一二年規則一一一号]

(定期の報告)

ことができる。たときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の全部又は一部を免除するたときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の全部又は一部を免除するその他やむを得ない事情によりその費用を負担することが困難であると認め

一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成七年七四号・二〇年六九号

二六年二九号・令和元年九号・三年一六号〕

第十条から第十二条まで 削除

(医療保護入院の届出)

護入院者の入院届(別記第十号様式) 一 法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採つた場合 医療保応じ、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行わなければならない。第十三条 法第三十三条第七項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に

の三)の三)の三十三条第一項又は第二項)の入院届(別記第十号様式療保護入院者(第三十三条第一項又は第二項)の入院届(別記第十号様式おいて同条第三項後段の規定による措置を採つた場合、特定医師による場合に二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採ろうとする場合に

九号・令和五年二〇号〕 全部改正〔平成一九年規則五八号〕、一部改正〔平成二六年規則二

(医療保護入院者の退院の届出)

急入院届(別記第十号様式の七)を提出して行わなければならない。 同条第二項後段の規定による措置を採つた場合にあつては特定医師による応定による措置を採つた場合にあつては応急入院届(別記第十号様式の六)を、第十三条の三 法第三十三条の七第五項の規定による届出は、同条第一項の規

二六年二九号〕 追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号

第十三条の四 削除

[平成一二年規則一一一号]

(定期の報告)

第十三条の五 期病状報告書 法第三十八条の二第一項の規定による報告は、措置入院者の定 第十三条の五 (別記第十号様式の八) を提出して行わなければならない。

## (削る。

| 帰院届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。| 2 精神科病院の管理者は、前項の規定による届出に係る者が帰院したときは、9

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

(仮退院許可申請)

| 式)を提出しなければならない。 | 4 | 入院者を仮退院させようとするときは、仮退院許可申請書(別記第十三号様 | 7 | 第十五条 | 精神科病院又は指定病院の管理者は、法第四十条の規定により措置 第1

一部改正〔平成一九年規則五八号〕

(再入院の届出)

第十四号様式)を知事に提出しなければならない。 た者を再び入院させ、治療する必要があると認めるときは、再入院届(別記第十六条 精神科病院又は指定病院の管理者は、前条の規定により仮退院させ)第

一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成一九年五八号〕

## 第十七条 削除

[平成二六年規則二九号]

(手帳の交付申請)

い。 障害者手帳交付申請書(別記第十六号様式)を提出して行わなければならな 第十八条 法第四十五条第一項及び施行令第九条第一項の規定による申請は、第

| による通知は、通知書(別記第十七号様式)によるものとする。| 2 法第四十五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定

3

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一二年規則一一一号・

期病状報告書(別記第十号様式の八)を提出して行わなければならない。ポ十三条の五 法第三十八条の二第一項の規定による報告は、措置入院者の定

わなければならない。 は、医療保護入院者の定期病状報告書(別記第十号様式の九)を提出して行は、医療保護入院者の定期病状報告書(別記第十号様式の九)を提出して行

(無断退去者の届出) - 追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号

に提出しなければならない。
に探索を求めたときは、速やかに、無断退去届(別記第十一号様式)を知事第十四条 精神科病院の管理者は、法第三十九条第一項の規定により警察署長

帰院届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。2 精神科病院の管理者は、前項の規定による届出に係る者が帰院したときは

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

(仮退院許可申請)

| 式)を提出しなければならない。| 入院者を仮退院させようとするときは、仮退院許可申請書(別記第十三号様||第十五条||精神科病院又は指定病院の管理者は、法第四十条の規定により措置

一部改正〔平成一九年規則五八号〕

(再入院の届出)

| 第十四号様式)を知事に提出しなければならない。|| た者を再び入院させ、治療する必要があると認めるときは、再入院届(別記せ 第十六条 精神科病院又は指定病院の管理者は、前条の規定により仮退院させ

一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成一九年五八号〕

第十七条 削除

[平成二六年規則二九号]

(手帳の交付申請)

による通知は、通知書(別記第十七号様式)によるものとする。2 法第四十五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定

| 者保健福祉手帳用)(別記第十八号様式)とする。| 3 施行規則第二十三条第二項第一号に規定する診断書は、診断書(精神障害

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一二年規則一一一号

九年五八号・二六年二九号・令和五年二〇号〕

記載事項変更届

第十九条 載事項変更届 (更届(別記第十九号様式)を提出して行わなければならない。施行令第七条第二項及び第四項の規定による届出は、障害者毛 障害者手帳記

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一二年規則一一一号

一九年五八号〕

(手帳の再交付申請

第 施行令第十条第一項の規定による申請は、障害者手帳再交付申請書 第

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一五年規則五三号・(別記第二十号様式)を提出して行わなければならない。

一九年五八号〕

返還

| 手帳の返還は、障害者手帳返還届(別記第二十一号様式)を提出して行わな第二十条の二 施行令第十条第二項及び第十条の二第一項の規定による障害者 ればならない。

追加〔平成 五年規則五三号〕、一部改正 [平成一九年規則五八号]

(点字による申請等)

| かかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該第二十一条 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十条の二の規定に 申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出す ることができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正 〔平成一五年規則五三号・

九年五八号〕

この規則は、 公布の日から施行する。

2 規則」という。)は、廃止する。 千葉県精神衛生法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第七十八号。 以 下 日 2

3 この規則の施行の際、旧規則に基づいてなされた申請、 この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。 届出その他の行為

この規則は、 則 (昭和四十四年九月十六日規則第七十五号) 公布の日から施行する。

(昭和四十八年三月九日規則第九

昭和四十八年四月一日から施行する。

(昭和四· 十九年七月三十日規則第五十四号)

|年五三号・一九年五八号・二六年二九号・令和五年二〇号]

(手帳 の記載事項変更届

第十九条 載事項変更届 ②更届(別記第十九号様式)を提出して行わなければならない。施行令第七条第二項及び第四項の規定による届出は、障害者手 障害者手 帳記

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一二年規則一一一号

一九年五八号〕

(手帳の再交付申請

一十条 (別記第二十号様式) を提出して行わなければならない。 施行令第十条第一項の規定による申請は、 障害者手帳再交付申 請

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一五年規則五三号・

一九年五八号〕

(手帳の返還)

| 手帳の返還は、障害者手帳返還届(別記第二十一号様式)を提出して行わな第二十条の二 施行令第十条第二項及び第十条の二第一項の規定による障害者 手帳の返還は、障害者手帳返還届 ればならない。

追加〔平成一五年規則五三号〕、一部改正 (平成 一九年規則五八号

(点字による申請等)

かかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該第二十一条 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十条の二の規定に 申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出す ることができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正 平成一 五年規則五三号・

一九年五八号〕

この規則は、公布の日から施行する。

規則」という。)は、廃止する。 千葉県精神衛生法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第七十八号。 以下「旧

3 この規則の施行の際、旧規則に基づいてなされた申請、 この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。 届出その他の行為

則 (昭和四十四年九月十六日規則第七十五号)

この規則は、 公布の日から施行する。

(昭和四十八年三月九日規則第九

昭和四十八年四月一日から施行する。

丽 [十九年七月三十日規則第五十四号]

この規則は、 (昭和五-「五十年九月九日規則第五十五号)」の日から施行し、昭和四十九年1 和四十九年五月一 日から適用する。 この規則は、 (昭和五十年九月九日規則第五十五号) 日

この規則は、 公布の日から施行する。

(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

の規則は、 則以は、 公布の日から施行する。

(昭和五十五年七月一日規則第四十一号の二)

(施行期日

この規則は、 公布 の日から施行する。

経過措置

ては、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例ものであるものに係る改正後の精神衛生法施行細則別表の規定の適用につい措置入院者に係る費用徴収月額がその者の入院費用の月額の一部に相当する 則 いる措置入院者に係る入院費用の徴収であつて、改正前の精神衛生法施行細 による。 昭和五十五年七月一日 (昭和四十一年千葉県規則第二十五号) 別表の規定を適用した場合に当該 (以下「施行日」という。) 以降引き続き入院して

則 (昭和五 十七年六月二十九日規則第四十五号)

(施行期日

この規則は、 昭和五十七年七月一 日 から施行する。

る措置入院者に係る入院費用の徴収については、施行日から昭和五十八年三 昭和五十七年七月一日 (以 下 なお従前の例による。 「施行日」という。)以降引続き入院してい

附 則(昭和五十八年八月三十一日までの間に限り、 (昭和五十八年八月五日規則第六十八号)

公布の日から施行する。

(昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)

この規 関 に の規 則 は、 昭和六十三年四月一日から施行する。

(昭和六十三年七月一日規則第五十五号)

こ の 規 則 は、 則 則 公布の日から施行する。

(平成元年十二月二十二日規則第百八号)

この規則は、

則 (平成 公布の日から施行する。 (七年八月二十五日規則第七十四号)

(施行期日等)

1

この規則は、 公布 の日から施行し、 改正後の精神保健及び精神障害者福

> 昭和四十九年五月一 日 から適用する。

公布の日から施行する。

(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、 この規則は、 公布の日から施行する。

(昭和五十五年七月一日規則第四十一号の二)

(施行期日)

この規則は、 公布 の日 から 施行する。

(経過措置)

ては、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例ものであるものに係る改正後の精神衛生法施行細則別表の規定の適用につい措置入院者に係る費用徴収月額がその者の入院費用の月額の一部に相当する による。 いる措置入院者に係る入院費用の徴収であつて、改正前の精神衛生法施行細 ( (昭和四十一年千葉県規則第二十五号) 別表の規定を適用した場合に当該 昭和五十五年七月一日 (以下「施行日」という。) 以降引き続き入院して

則 昭 和五 |十七年六月二十九日規則第四十五号)

(施行期日

この規則は、 昭和五十七年七月一 日 から施行する。

る措置入院者に係る入院費用の徴収については、施行日から昭和五十八年三 附 則(昭和五十八年八月三十一日までの間に限り、 昭和五十七年七月一日 (以下 なお従前の例による。 「施行日」という。)以降引続き入院してい

(昭和五十八年八月五日規則第六十八号)

公布の日から施行する。

. 一 号)

昭和六十三年四月一日から施行する。(昭和六十三年三月三十一日規則第二十

(昭和六十三年七月一日規則第五十五号)

公布の日から施行する。

(平成元年十二月二十二日規則第百八号)

この規則は、 公布の日から施行する。

(平成七年八月二十五日規則第七十四号)

施行期日等

祉 1

この規則は、 公布 の日 から施行し、 改正後の精神保健及び精神障害者福 祉

平成七年七月 に関する法律施行細則 一日から適用する。 (以 下 「改正後の規則」という。 第九条の規定は、

(経過措置

- 2 院費用の徴収について適用し、 いては、なお従前の例による。 改正後の規則第九条の規定は、 同日前の入院措置に係る入院費用の徴収につ 平成七年七月一日以後の入院措置に係る入 2
- 3 とができる。 した用紙は、 この規則の施行の日前に、改正前の精神保健法施行細則の規定により調製 同日以後においても、 当分の 間 所要の調整をして使用するこ 3

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一 一部改正

則第二十七号)の一部を次のように改正する。 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 (昭和六十三年千葉県規 4

者福祉に関する法律施行細則」に改める。 別表第一第五十五号中「精神保健法施行細則」 を 「精神保健及び精神障害

則 (平成七年十月二十日規則第八十六号)

(施行期日)

この規則は、 公布 の日から施行する。

(経過措置)

2 所要の調整をして使用することができる。 法律施行細則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行の日前に、 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する 同日以後においても、 当分の間 2

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)

3 則第二十七号)の一部を次のように改正する。 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 (昭和六十三年千葉県規 3

別表第一第五十五号中へをトとし、ホをへとし、 ニをホとし、 ハをニとし

をハとし、 イの次に次のように加える。

口

第十一条の二第一項の規定による申請

則 (平成九年三月三十一日規則第二十九号)

附則は、 平成九年四月一日から施行する。

(平成 (十二年三月三十一日規則第百十一号)

(施行期日

1 この規則は、 平成十二年四月 一日から施行する。

2 この規則の施行前に改正 前 の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施

> 平成七年七月一日から適用する。 に関する法律施行細則 (以下 「改正後の規則」という。 第九条の規定は、

院費用の徴収について適用し、 いては、 改正後の規則第九条の規定は、 なお従前の例による。 同日前の入院措置に係る入院費用の徴収につ 平成七年七月一日以後の入院措置に係る入

とができる。 した用紙は、 この規則の施行の日前に、改正前の精神保健法施行細則の規定により調製 同日以後においても、 当分の間、 所要の調整をして使用するこ

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 の 一 部改正

則第二十七号)の一部を次のように改正する。 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 (昭和六十三年千葉県規

者福祉に関する法律施行細則」に改める。 別表第一第五十五号中「精神保健法施行細則」 を 「精神保健及び精神障害

則 (平成七年十月二十日規則第八十六号)

(施行期日

附

この規則は、 公布の日 から 施行する。

経過措置

所要の調整をして使用することができる。 法律施行細則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行の日 一前に、 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する 同日以後においても、 当分の間

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 (昭和六十三年千葉県規

口 をハとし、 別表第一第五十五号中へをトとし、 イの次に次のように加える。 ホをへとし、 ニをホとし、

ハをニとし

則第二十七号)の一部を次のように改正する。

口 第十一条の二第一項の規定による申請

則 (平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、 平成九年四月一日から施行する。

則 (平成十二年三月三十一日規則第百十一号)

施行期日

この規則は、 平成十二年四月一日から施行する。

1

2

この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施

細則の規定により調製した用紙は、この規則 所要の調整をして使用することができる。 の施行後においても、 当分の

則 (平成十四年三月二十九日規則第三十二号)

(施行期日

1 この規則は、 平 ·成十四年 应 月一 日から施行する。

経過措置

2 間、 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後にお 所要の調整をして使用することができる。 い ても、 当分の

附 則 (平成十四年六月二十八日規則第六十六号)

この 附則は、 公布の日から施行する。

(平成十五年三月三十一日規則第五十三号)

(施行期日

1 この規則は、 平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 |細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後にお 所要の調整をして使用することができる。 ても、 当 コ分の

則 (平成十六年四月一日規則第七十六号)

(施行期日)

1

この規則は、 公布 の日から施行する。

経過措置

2 この規則の施行前に改正 |細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい 前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 ても、 当 一分の

所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十八年四月二十八日規則第九十一号)

間、

この規則は、 公布の日から施行する。

則 (平成十九年三月三十日規則第五十八号)

(施行期日

この規則は、 公布 の日から施行する

経過措置

間、

所要の調整をして使用することができる。

2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 細則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行後においても、 当分の

間 行細則の規定により調製した用紙は、この規則 所要の調整をして使用することができる。 の施行後においても、 当分の

則 (平成十四年三月二十九日規則第三十二号)

(施行期日

この規則は、 平成十四年四 月一日から施行する。

経過措置

2 間、 行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後にお この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 所要の調整をして使用することができる。 ても、 当分の 施

附 則 (平成十四年六月二十八日規則第六十六号)

で い が 則 に 、 公布の日から施行する。

(平成十五年三月三十一日規則第五十三号)

施行期日

平成十五年四月一日から施行する。

この規則は、

経過措置)

1

2 行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後にお この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 ても、 当分の

所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十六年四月一日規則第七十六号)

(施行期日)

間、

この規則は、 公布の日から施行する。

経過措置

2 間、 行細則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行後においても、 当分の

附 則 (平成十八年四月二十八日規則第九十一号)

この規則は、 公布の日から施行する。

則 (平成十九年三月三十日規則第五十八号)

この規則は、 公布 の目から施行する。

1

施行期日

(経過措置)

2 間、 行細則の規定により調製した用紙は、 この規則の施行前に改正前の精神保 所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行後においても、 健及び精神障害者福祉に関する法律施 当分の

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一 一部改正

3 則第二十七号)の一部を次のように改正する。 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 (昭和六十三年千葉県規

(次のよう略)

則 (平成二十年九月十九日規則第六十九号)

(施行期日

定は、平成二十年十月一日から施行する。 この規則は、 公布の日から施行する。 第九条第二項の表の改正規

(適用)

2 び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、 この規則(第九条第四項の改正規定に限る。)による改正後の精神保健及 平成二十年六月一日から 2

適用する。 (経過措置)

3 間、 行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 所要の調整をして使用することができる。 当分の

則 (平成二十三年三月一日規則第七号)

(施行期日)

この規則は、 平 -成二十三年四月一日 から施行する。

(経過措置)

1

2 0) 施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、 この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 当分 2

所要の調整をして使用することができる。 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十一号)

(施行期日

四月一日から施行する。 様式中「、共同生活介護 この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。ただし、 (ケアホー ム)」を削る改正規定は、 別記第十八号 平成二十六年

2 規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、 の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の この規則 (前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。 調整をして使用することができる。 当分の間、 所要

(平成二十六年三月三十一日規則第二十九号)

、衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一

3 則第二十七号)の一 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則 一部を次のように改正する。 (昭和六十三年千葉県規

(次のよう略)

則 (平成二十年九月十九日規則第六十九号)

(施行期日)

1 定は、平成二十年十月一日から施行する。 この規則は、 公布の日から施行する。 第九条第二項 の表の改正規

(適用)

び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、 適用する。 この規則 (第九条第四項の改正規定に限る。) による改正後の精神保健及 平成二十年六月一 日から

(経過措置)

3 行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施 所要の調整をして使用することができる。 ても、 当分の

則 (平成二十三年三月一日規則第七号)

(施行期日

この規則は、 平成二十三年 应 月一日 から施行する。

(経過措置)

施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 間、 所要の調整をして使用することができる。 当分

則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十一号)

(施行期日)

1 四月一日から施行する。 様式中「、共同生活介護 この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。ただし、 (ケアホー ム)」を削る改正規定は、 平成二十六年 別記第十

(経過措置)

規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、 の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の この規則(前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。 調整をして使用することができる。 当分の間、 所要

(平成二十六年三月三十一日規則第二十九号)

の改正規定は、 が規則は、 同年十月一日から施行する。 平成二十六年四月一日から施行する。 ただし、 第九条第四項

2 0 施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 所要の調整をして使用することができる。

則(平成二十七年十二月四日規則第六十七号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

則 (平成二十八年九月三十日規則第六十九号)

(施行期日

この規則は、 平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 の間、 施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分ここの規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 2

則(平成二十九年九月十九日規則第四-所要の調整をして使用することができる。 (平成二十九年九月十九日規則第四十 一号)

(施行期日

1

この規則は、 公布 の日から施行する。

(経過措置)

2 施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、 この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 所要の調整をして使用することができる。 当分 2

則 (令和元年八月三十日規則第九号)

(施行期日

この規則は、 令和 . 元年九月一日 から施行する。

(経過措置)

2 ち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のう 事が入院に要する費用 項の規定による入院が行われており、かつ、同法第三十一条の規定により知 二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第二十九条の二第一 この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな (以下「入院費用」という。) を徴収していない精神 昭 和 2

1 改正規定は この規則は 同年十月一日から施行する。 平成二十六年四月一日から施行する。 ただし、 第九条第四項

2 施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 間、 所要の調整をして使用することができる。

則(平成二十七年十二月四日規則第六十七号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

則 (平成二十八年九月三十日規則第六十九号)

(施行期日)

この規則は、 平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 間、 則(平成二十九年九月十九日規則第四-所要の調整をして使用することができる。 当分

(平成二十九年九月十九日規則第四十 号

施行期日

この規則は、 公布の日から施行する。

経過措置

施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後におい 間、 この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 所要の調整をして使用することができる。 当分

則 (令和元年八月三十日規則第九号)

施行期日

この規則は、 令和元年九月一日から施行する。

経過措置

障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のう 事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神 規則」という。 項の規定による入院が行われており、かつ、同法第三十一条の規定により知 一十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第二十九条の二第一 この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法 改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 ) 第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな

にかかわらず、なお従前の例による。 るものの当該入院に係る入院費用の徴収額については、 新規則第九条の規定

則(令和三年三月三十一日規則第十六号)

(施行期日)

1 この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定による入院に係る費用の徴収額の算定については、改正前の精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律施行細則 五号)第一条の規定による改正前の地方税法」とする。 方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律 十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規 二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第三号中「地 令和三年七月一日前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「旧規則」という。) 第九条第 (令和二年法律第 (昭和二 2

3 行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施

(令和五年三月三十一日規則第二十号)

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

別記

第一号様式

(第二条)

部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号

令和5年20号]

第二号様式 (第三条)

令和5年20号] 一部改正 [昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号

第三号様式

(第五条)

部改正 [昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号]

第四号様式

(第七条)

(第八条)

部改正 〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号

第五号様式

るものの当該入院に係る入院費用の徴収額については、 にかかわらず、なお従前の例による。 新規則第九条の規定

(令和三年三月三十一日規則第十六号)

(施行期日)

この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

定による入院に係る費用の徴収額の算定については、改正前の精神保健及び 方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律 精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)第九条第 五号)第一条の規定による改正前の地方税法」とする。 三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第三号中「地 十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規 令和三年七月一日前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (令和二年法律第 (昭和二

3 行後においても、当分の間、 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施 所要の調整をして使用することができる。

この規則は、 (令和五年三月三十一日規則第二十号) 令和五年四月一日から施行する。

別記

第一号様式

(第二条)

令和5年20号] 部改正 [昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号

第二号様式

(第三条)

一部改正 〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号

令和5年20号]

第三号様式

(第五条)

部改正

[昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号]

第四号様式

(第七条)

部改正 〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号

第五号様式

(第八条)

(第十三条の五第二項) 開刊の表別の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の方式の		(第十三条の五第二項)
号・29年41号・令和5年20号〕 号・29年41号・令和5年20号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29	〒20号]、一部改正〔平成20年規則69号・26年29	号・29年41号・令和5年20号〕。追加〔平成19年規則58号〕、
(第十三条の五第一項)		(第十三条の五第一項)第十号様式の八
29号・令和5年20号〕 - 音改五(S) 月35号) - 一音改五	- - - - - - - - - -	年29号・令和5年20号〕
で女E「F戈10F見則50ポン、一邪女E「F戈20F見則60ポトー二)	、一邪女圧「匹戈90巨見川60吋・96	(第十三条の三)  (第十三条の三)
第十号様式の七		第十号様式の七
年29号・令和5年20号] 「一音改五(1)月13年 美具50号、2017年 1)	一音已工(17 万13年 夫月305、70	年29号・令和5年20号]
P女王「玄女14年見川99号」、「事女王一)	、一吊女三「乙犮10三見川50歩・96	(第十三条の三)
第十号様式の六		第十号様式の六
年29号・令和5年20号〕		年29号・令和5年20号〕
全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26	〒32号]、一部改正〔平成19年規則58号・26	全部改正〔平成14年規則32号〕
(第十三条の二)		(第十三条の二)
第十号様式の五		第十号様式の五
[平成26年規則29号]		〔平成26年規則29号〕
第十号様式の四 削除		第十号様式の四 削除
号・令和5年20号〕		号・令和5年20号〕
追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29	?〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29	追加〔平成19年規則58号〕
(第十二条第二号)		(第十三条第二号)
第十号様式の三		第十号様式の三
[平成26年規則29号]		[平成26年規則29号]
第十号様式の二 削除		第十号様式の二 削除
年29号・令和5年20号〕		年29号・令和5年20号〕
全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26	558号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26	全部改正〔平成19年規則58号〕
(第十三条第一号)		(第十三条第一号)
第十号様式 一		第十号様式
[平成19年規則58号]		[平成19年規則58号]
第六号様式から第九号様式まで 削除	削除	第六号様式から第九号様式まで 削
年29号・令和5年20号〕 一部改正〔平成19年規則58号・26 全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26	32号」、一部改正〔平成19年規則58号・26	年29号・令和5年20号〕 全部改正〔平成14年規則32号〕
るで、ことは、三見りのよう、ころでこ	3	

第十九号様式 第十五号様式 削除 第十四号様式 第十三号様式 第十二号様式 第十一号様式 第十八号様式 第十七号様式 第十六号様式 (第十六条) (第十九条) (第十八条第三項) (第十八条第一項) (第十五条) (第十四条第二項) (第十四条第一項) (第十八条第二項) 年20号] 20号] 年29号] 追加〔平成19年規則58号〕、一部改正 26年29号・令和5年20号] 26年29号・令和5年20号] 全部改正 全部改正 全部改正〔平成28年規則69号〕、 令和5年20号] 号・令和5年20号 追加〔平成19年規則58号〕、一部改正 一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号 一部改正 〔平成26年規則29号〕 部改正〔昭和44年規則75号・53年18号・63年55号・平成7年74号 部改正〔昭和53年規則18号・58年68号・63年55号・平成7年74号 〔平成23年規則7号〕、一部改正〔平成25年規則51号・26 〔平成19年規則58号〕、 〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・令和5年 一部改正〔平成28年規則69号・令 一部改正〔令和3年規則16号・5 〔平成27年規則67号〕 〔平成20年規則69号・26年29 第十九号様式 第十八号様式 第十七号様式 第十六号様式 第十五号様式 削除 第十四号様式 第十三号様式 第十二号様式 第十一号様式 (第十六条) (第十八条第三項) (第十八条第二項) (第十八条第一項) (第十五条) (第十四条第二項) (第十四条第一項) 年29号] 追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成27年規則67号〕 26年29号・令和5年20号] 20号] 令和5年20号〕 一部改正〔昭和53年規則18号·63年55号·平成7年74号·26年29号 年20号] 26年29号・令和5年20号] 全部改正 全部改正 号・令和5年20号] 追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号·26年29 全部改正 一部改正〔昭和44年規則75号・53年18号・63年55号・平成7年74号 〔平成26年規則29号〕 部改正 部改正 〔平成28年規則69号〕、一部改正〔令和3年規則16号・5 〔昭和53年規則18号・58年68号・63年55号・平成7年74号 〔平成19年規則58号〕、 〔平成23年規則7号〕、一部改正〔平成25年規則51号・26 〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・令和5年 一部改正〔平成28年規則69号・令

追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔令和5年規則20号〕	(第二十条の二)	第二十一号様式	年20号〕	追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成28年規則69号・令和5	(第二十条)	第二十号様式	和 5 年 20 号 ]
追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔令和5年規則20号〕	(第二十条の二)	第二十一号様式	年20号]	追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成28年規則69号・令和5	(第二十条)	第二十号様式	和 5 年 20 号 ]